

総合労働相談員規程を次のように定める。

平成13年9月6日

厚生労働大臣 坂口 力

総合労働相談員規程

(設置)

第1条 総合的な労働相談に関する業務・個別労働関係紛争の解決の促進に関する業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局に総合労働相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 相談員は、社会的信望があり、かつ、労働関係法令並びに労働条件その他の労働関係及び労使関係に関し深い知識及び経験を有する者であつて、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから委嘱する。

(職務)

第3条 相談員は、都道府県労働局長の指示を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号。以下「個別労働関係紛争解決促進法」という。）第3条に規定する情報の提供、相談その他の援助に関すること。
- (2) 個別労働関係紛争解決促進法第4条に規定する助言に関すること。
- (3) 個別労働関係紛争解決促進法第5条に規定する紛争調整委員のあつせんの処理に必要な調査、情報収集及び資料の作成その他のあつせん業務への協力に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個別労働関係紛争の解決の促進に関する業務への協力に関すること。
- (5) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）第31条第1項及び第2項に定める事項に係る相談に関すること。
- (6) 労働施策総合推進法第36条第1項に規定する助言（労働施策総合推進法第33

条第1項及び第2項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に関するものを除く。) に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の業務の遂行に必要な業務を行うこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、都道府県労働局の所管行政に係る労働相談に応じること。

(任期等)

第4条 相談員の任期は、1年とする。

2 相談員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 相談員及び相談員であった者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 相談員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

3 相談員は、その地位を利用して、特定の個人若しくは団体の利益を図り、又は紛争に介入することその他その信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省雇用環境・均等局長が定める。

附 則

1 この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

2 この訓令の施行後最初に委嘱される相談員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

3 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 総合労働相談員規程(平成13年厚生労働省訓第37号)

(2) 労働条件相談員規程(平成13年厚生労働省訓第55号)

改正文(平成22年3月16日厚生労働省告示第4号) 抄

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

2 紛争事案実情調査員規程(平成16年厚生労働省訓第72号)は廃止する。

附 則

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成29年8月28日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、令和8年10月1日から施行する。